

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第18 議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員（尾崎 忠義）

11番、尾崎忠義でございます。

私は、平成26年9月第3回多度津町議会定例会におきまして、議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。

一般会計歳出におきまして、款1、議会費での香川人権研究所会費に2万円、款3、民生費での社会福祉総務費としての人権同和施策事業費に、354万3,922円、款10、教育費での社会教育総務費としての人権同和教育事業費に134万7,255円、計491万1,177円が支出をされ、決算をされております。

すでに、同和の特別法である同和对策事業特別措置法が1969年に施行されてから、2002年3月末まで、33年間の長きにわたり国の施策として実施をされました。

そして、地対財徳法が執行したのが2002年3月末でありますから、既に12年が経過しており、同和問題は歴史的な出来事になりつつあり、新しい段階に入ったことを実感をしております。

今日多数の人々は、同和問題は過去の問題になったという意識を持っておりません。

失効してから12年。

「10年一昔」と言われておりますが、時代も変わり、かつての乱脈同和行政や解同一部幹部による暴力、無法、利権あさを知らない世代が随分と増えてきており、そのような話を聞かされても、若い世代は到底信じがたいことばかりであり、驚きの対象でしかありません。

わが町内でも、同和問題が話題になる事もなくなってきました。

しかし、時代と周辺の実態のかけ離れた現状認識での同和問題に対するこだわ

りも一部の人には残されておりますが、それを「人権同和教育」と称して、あからさまに「同和施策」推進を行い、結果として逆差別を持ちこみ広げることになり、そして新たな差別を生む芽になる可能性も秘めております。

多くの町民や子どもを持つ保護者の願いに逆行するものとなっており、新しい町づくりにとって障害となるものであります。

また、部落解放、人権問題での研究集会や総会、旗開き等への参加費、旅費、日当、会費、負担金、委託料などに支出される法的根拠を持たない特定の運動団体に対しての活動、行事参加に対しての公金である補助金には、公益性はなく違法支出でもあります。

このことから、「同和問題と行政、教育のあり方」が問われているところでございます。

「運動団体との対応を止めることで同和行政を終結する」という形での終了が必要であり、首長自らの決断によるところが大きいことが、法失効後の終結自治体として、全国各地での多数の報告がされておるわけでございます。

そして部落問題の解決を妨げ、行政にゆがみをもたらしている同和行政を1日でも早く、早急に終了させることが今、必要となっております。

そして団体対応を止め、行政が主体性を発揮する条件を作らない限り、同和行政、同和教育は終わらないということでございます。

したがって、議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、人権同和施策事業費、教育事業費などに予算を使って決算をするのではなく、1. 防災における土砂災害危険箇所の整備促進対策や2. 不登校児童、いじめ問題対策、3. 住民基本検診等における夜間検診の実施などに使うべきであり、議案第16号については、改善すべき点があるので反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。